

## 児童扶養手当の受給者で 一定の年数を経過した方は 手続きをしてください

平成14年の法改正によつて、児童扶養手当の受給者（児童の母親に限る）で、支給開始月から5年または支給要件該当月から7年のいずれか早い年数を経過した方は、経過した翌月から支給額の2分の1が停止されます。（平成15年4月以前からの受給者は、平成20年4月支給分から停止されます）

ただし、次の要件のいずれかに該当する方は、期限までに手続きを行うことで、停止除外となります。

- 停止の対象となる方には、停止除外の手続きに必要な書類を順次送付します。停止除外に該当する方は、期限までに手続きを行ってください。
- ※要件に該当しない方は、担当課へご相談ください。

### ■ 停止除外の要件

- 就業している
- 求職活動など、自立を図るための活動をしている
- 身体上または精神上的の障害がある
- 負傷または疾病などで就業

することが困難である  
○ 監護する児童または親族が障害、負傷・疾病、要介護状態にあり、受給者が介護する必要があるため、就業することが困難である

### ■ 問合せ

- 市庁舎別館女性児童福祉課 子育て支援係  
TEL0897-52-1337
- 各総合支所市民福祉課 福祉係

## 母子家庭等の新入学児童へ 入学祝金を支給します

母子家庭や両親のいない世帯で、今春、小・中学校に入学される児童がいる保護者の方へ入学祝金を支給します。

該当者には申請書を送付します。必要事項を記入の上、3月7日(金)までに提出してください。申請書が届かない場合や入学時まで母子家庭などになられた場合は、担当課へご連絡ください。

### ■ 申請先

- 市庁舎別館女性児童福祉課 女性係  
TEL0897-52-1337
- 各総合支所市民福祉課 福祉係

## 老人保健の医療費 循環器系疾患が第1位

老人保健に加入している市民の皆さんが、昨年5月に医療機関で治療を受けた1カ月の医療費から見た病類別統計がまとまりました。

最も高い比率を占めたものは、生活習慣病と呼ばれる高血圧、脳梗塞、心臓病などの循環器系疾患で約35%、続いて腫瘍などの新生物が約9%となっています。

医療費は今後も増加することが予想されます。医療費が増える原因は高齢化などさまざまな問題がありますが、医療に対する意識に関わるものもあります。

医療費の増加は、老人保健の財政を圧迫することになります。次のことに注意して、日頃から健康づくりと医療費の節約を心がけましょう。

- **上手な受診のための注意点**
- 一つの病気で多くの病院にかかるため、各病院で初診料がかかるため、費用が高くなります。

## 医療費から見た病類別統計がまとまりました

○ 時間外、休日、深夜の受診には、それぞれ割増料金がかります。

○ 必要以上に薬を欲しがると、その分薬代が高くなります。

○ 信頼できるかかりつけ医を持つと、病歴などを把握し

た上で診療してもらえらため、安心です。

○ 定期的に健康診断を受けると、病気を早期に発見・治療することができ、健康管理にも役立ちます。

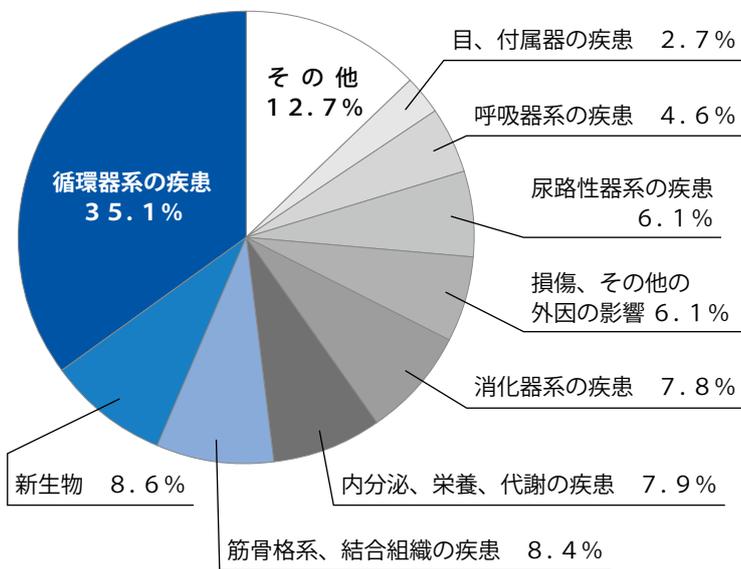
※市では重複受診・多受診の抑制を目的に、一部の方を対象として訪問指導を実施しています。

### ■ 問合せ

- 市庁舎本館国保医療課 医療係  
TEL0897-52-1212

### ▼ 病類別医療費の内訳 ▼

<平成18年度分> 老人医療費：129億8,691円  
年間1人当たり：767,457円



グラフは平成19年5月診療分の医療費分析による。